令和７年度１月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和８年１月２１日（水）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１１名（欠席２名）

１　三上　孝行	２　沖田　　浩		４　服部　耕二
５　種　　克也		７　椿　　徹	８　片岡　里美
９　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	12　大石　幹夫
13　高木　敏彦			

出席推進委員　３名（欠席１名）

３　高橋　道明	６　田中　昭文	７　川本　雅雄	

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 報告第１号　農用地利用集積等促進計画の公告について(一括)
- 報告第２号　農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間)
- 報告第３号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第４号　農地法第５条の規定による許可指令書の取消願について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	はい。それでは、令和７年度 第10回邑南町農業委員会総会の方始めていきたいと思います。１番、始めの挨拶という事ですけど。1月に入って、農業委員さんとかの、応募の締め切りもありましたし。まあ、色々１月も短く感じるような忙しい月ではありますけど。それと、ちょっと気温の方が下がってはおるけども。心配されてはおりますけど。まあ、色々な交通の関係に気を付けられまして、皆さん過ごしてください。という事で、挨拶とさせていただきまして。　2番の議事録署委員の指名で、今月は8番の片岡委員さん。9番の植田委員さん。お願い致します。欠席届の方が、3番の荒木委員さんと6番の服部委員さんの方から欠席の届が出ております。 それでは、続きまして3番の議題の方に入っていきたいと思いますが。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。今月は2件上程されております。事務局の方で、読み上げをお願い致します。
事務局	はい。失始めに、申請番号073-37。農地の所在が山田××-×。登記地目が田。面積が562㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は、○○○○さん。譲受人は、●●●●さんです。 続きまして、申請番号073-38。農地の所在は、原村××-×。登記地目が畑。面積が204㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は、□□□□さん。譲受人は、■■■■さんです。以上、2件です。
議　長	はい。ありがとうございます。先ほど、事務局の方から読み上げていただきましたけど。これより、審議の方に入っていきたいと思います。 始めに、申請番号073-37の件に関して。沖田委員さん。現地での調査及び聞き取りの面談の報告の方をお願いします。
２　番	はい。では、073-37の3条の無償の移転の案件についてご説明いたします。この義案は、1月の15日に推進委員さんの川本さんと、それから譲受け人の●●●●さんのご主人の●●＊＊さんと3人で確認並びに聞き取りをさせていただきました。場所は、この地図を見ていただきますと左側の地図で出羽公民館並びにいきいきセンターありますが。その横に、三上医院があって。その横から少し入った所に、今回の議案の現地があります。この議案の地図で見ますと、ちょっと変わった形になっておりますが。ここは以前、一枚の筆でして。●●●●さんのお父さんが以前は別の町内には住んでおられたんですが。かなり前にここへ移転してきておられまして。その当時、移転の転用の上限が、今家を建てておられますが。その上限で、取得をされまして。あと残りが、そのまんまの状態で残っておりまして。今回、●●さんの方から○○さんの町内から転出されまして。ここの土地を取得したいと申出がありまして、今回の申請になりました。チェックシートに照らし合わせましたが。問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくお願い致します。
議　長	はい。川本さん。他に付け加えたりすることがあれば教えてください。
推７番	ありませんので、よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、先ほど説明あった073-37の件に

	関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
9　番	すみません。
議　長	はい。植田委員さん。
9　番	登記上では、ちゃんとなってはおりますが。現状はどがあなですか？
2　番	はい。現状はですね。この広い部分は、●●さんが畑として使っておられます。それから、うしろの細長い部分ですけど。これは隣に、@@@っていう住宅が建った関係で、そこが、今コンクリートが張られていますので。この分は、あの、●●さんと相談したんですが。また、4条の方で申請を出していただけたらということで、お願いはしております。ですから、現状。細長い部分は、もう田としての状態ではなくて、ちょっと進入路的な感じになっております。
9　番	はい。ありがとうございます。
議　長	他にございますでしょうか？
	（意見質問なし）
	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号073-37の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、申請番号073-38の件に関して。椿委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
7　番	はい。申請番号073-38。□□□□さんから■■■■さんへの農地の譲渡についてでございます。申請場所は、瑞穂地域、高原地区、出店口集落にあります。地図を見てやってください。県道高原出羽線から入って、出店口集落を囲うようにしてる町道。その町道沿いにあります。譲渡人の□□さんと譲渡受人の■■さん。地図にありますように、大変近所であります。それぞれ、お家の衆。そして家族で農業されとります。8日、推進委員の東さんと現地確認と面談に行ってまいりました。それで、■■さんに話を聞きました。約30年以上前、自宅に近いという事で、当時放置されていた申請地を、許可を得て耕作しられたそうです。申請地は、しっかりと獣害対策がされており、色んな野菜が栽培されておりました。この話は、□□さんの方からもらって、今回の申請となったそうです。チェックシートに照らし合わせて問題ないと思います。よろしくご審議ください。
議　長	はい。ありがとうございました。今日は・・。
7　番	今日は休みです。
議　長	ただいま、説明ございました。073-38の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願いいたします。
	（意見、質問なし）
	ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。申請番号073-38の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。今月

	は1件上程されております。事務局の方、よろしくお願い致します。
事務局	はい。申請番号074-12。農地の所在は上田××－×。登記地目が田。面積が40㎡。申請人は△△△△です。転用目的は、墓地です。所要面積は、土地造成が40㎡。墓碑が9㎡、山道が16㎡です。転用理由は、現在の墓地は山林にあり管理が難しい為当該地へ移設したいです。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第4条第6項ただし書により許可できるものと判断しております。以上1件です。
議　長	はい、ありがとうございました。この件は、私の案件になりますので、進行の方を代理の方と代わっていきたいと思います。 ～交代中～
代　理	では、失礼します。074-12が会長の案件ですので、代わって進行させていただきます。会長、現地調査並びに報告の方ありましたらよろしくお願い致します。
会　長	はい。074-12の件に関して、説明の方をしていきたいと思います。現地の方ですけど。役場羽須美支所を県道の方を、高宮方面に約3㎞程度進んだとこで。地図を見てもらうと。左側の地図でいくと、右側の下に2本の大きいのが××の方へ。それから、500ｍぐらい県道入るところです。ちょっと上の右の斜め上がったところの方が、役場羽須美支所へ向かう県道です。今、見えてるのは旧道です。今のところにある場所で、字にありますように現在墓地が山林の方にありまして。参拝やら管理が難しいという事で、現在の新設した土地の方へ墓地を作るように説明がありました。右の地図で見てもらうと、残った土地があると思いますけど。それは、若干嵩上げをして墓地山道と同じ高さにして、畑程度で利用したいということで話を聞きました。1月19日に高橋推進委員さんと、現地の方で△△さんと話をしております。チェックシートに照らし合わせても問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
代　理	はい。ありがとうございました。推進委員の高橋さん。何か付け加える事ありましたら、お願いします。
推３番	ありません。よろしくお願い致します。
代　理	ありがとうございます。では、074-12の案件について審議に入りたいと思います。質問のある方は、挙手の上よろしくお願いします。 ありませんでしょうか？ （意見質問なし）
代　理	ないようでしたら、採決に入りたいと思います。賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
代　理	はい。全員賛成という事で、許可相当と認めます。これで、また会長と代わります。 ～（交代中）～

議　長	続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。今月は1件上程されてます。事務局の方、読み上げをお願い致します。
事務局	はい。申請番号075-15。農地の所在が下田所××。登記地目が畑。面積が121㎡。無償の所有権移転です。譲渡し人は⊙⊙⊙⊙さん。譲受人は●●●●です。転用目的は、農家住宅で。申請理由は、住宅を建築したいです。所要面積は、土地造成が121㎡。個人住宅、121㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら、追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上1件です。
議　長	はい、ありがとうございました。説明に入っていきたいと思うんですけど。審議の方に入っていきたいと思うんですけど。服部委員さんの方が、本日欠席ですので、事務局の方で説明ができれば説明お願いします。
事務局	はい。失礼します。服部委員さんから、電話等で聞き取りをさせていただいておりますので説明をさせていただきます。この案件なんですけれども、報告事項の最後。第4号の所でもあるんですが。11月に、申請番号075-12として挙がっておりました、⊙⊙⊙⊙さんと＃＃＃＃さん。との5条の申請なんですが、これについてですね。申請人が、個人ではなく法人さん。経営されてる法人さんでの申請が本来の内容であったという事で、その75-12については、取り消しの届を出していただいております。これについて、後ほど報告のところでご覧頂ければと思いますが。1月5日付けで、取消願の方受理をしております。改めて、この●●●●さんの名義で取得をされるという事で、申請が挙がってきておるところです。場所につきましては、その075-12。11月の時に、説明をさせていただきましたが。今の新しく出来た道の駅＄＄＄のすぐ後の所になりまして、土地は⊙⊙さんが所有ですが。建物自体は、地図をご覧いただければと思うんですが。％％さんという方が建物自体は持っておられまして。この％％さんが、追認ですので建てられていたと。土地と、その建物を合わせて●●さんが購入をされるという事で、今回また11月と同じ内容で追認という形で申請の方が挙がってきております。●●さん、会社ですので。社員さんの住宅として、利用される為に取得をされるっという事で話は聞いております。前回、許可をして頂きまして。内容自体は、特に変更等はありません。受人の方の名義だけが変わっているというところで、今回挙げさていただいておりますので改めて審議の程して頂ければと思います。説明は以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。審議の方に入っていきたいと思いますけど。先ほど、事務局方から説明がありましたけど。それに対して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願いいたします。 ありませんでしょうか？ (意見質問なし)
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。　申請番号075-12の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

	続きまして、報告の第1号農用地利用集積等促進計画の公告について。これは１件あります。見ていただきまして、質問等がございましたら。採決がないので、何か聞いてみたいことがあればお願いします。 ～ご覧中～
議　長	ないようでしたら、次に報告の第2号の方にいきたいと思います。農用地利用集積促進計画等の公告について。これは、１件あります。これは、説明してもらうんですかね？
事務局	一応、これについては説明させていただきます。報告の1号、先ほどのものについては、一括契約という事で。農地の所有者の方と耕作の方が、すでに決まっているものの契約をしましたという事で、報告をさせていただきました。報告の第2号についてなんですが。これ葡萄のハウスです。すでに所有者の方から、農地中間管理機構。島根農業公社の方が、借入はすでにしております。研修。葡萄ハウスで新規就農者の方の研修が終わりましたので、新たにそこで就農される方へ、今度は島根農業公社の方から貸付をおこなうという内容の公告を、町の方でおこないましたので農業委員会の方に最後、報告の方をさせていただくというような内容になります。以上です。
議　長	事務局の方から説明があったような形で進めておりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、報告の第3号。農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。10件ございます。目を通していただきまして、質問がございましたら、質問の方をお願いいたします。ある程度ちょっと時間を出してございます。 ～ご覧中～
議　長	ないようでしたら、次の報告第4号の方に入っていきたいと思います。報告の第4号で農地法第5条の規定による許可指令書の取消願について。説明お願いします。
事務局	はい。農地法第5条の規定による許可指令書の取消願という事で。11月21日に許可をしておりました。邑南町下田所の××の許可につきまして、取消の願いの方を受理しております。この場で、報告をさせていただきます。これで、先ほど議案の第3号にありました。075-15のところと同じ、内容、場所になりますのでご確認いただければというふうに思います。以上です。
７　番	いいです？
議　長	はい。
７　番	あの●●●●とは、＃＃さんとはどういう関係なん？
事務局	はい。●●●●の代表取締役が＃＃さん。＃＃＃＃さんになります。
７　番	個人住宅いうのは、社宅っていったけども。そういう表現でいいです？それと、上の方は、⊙⊙さんは農家住宅として仕入れとるじゃない。

事務局	はい。
7　番	あのへんの、関係はどがなっとるんです？
事務局	ええっとですね。追認なので・・・。
7　番	しょうがない・・。
事務局	そうなんですよ。元々、建てられた＊＊さん。という方ですね。もうおられないんですけれども。本来は、その方が建てられた時点で土地所有者の⊙⊙さんないしは、その＊＊さんの方から農業委員会に申請を挙げていただいて、転用の許可を出してもらう。というのが、本来のやり方ではあったんですが。そうではなく、何もされずにという事でした。実際、今建っている物についてはですね。農家住宅っていう形で、建てられた物なので一応申請の転用の用途は農家住宅ということで、議案書の方には上げさせていただいております。社宅にされるのはですね。そのあとの話になりますので、今回、農家住宅として法務局等で、もう農地から外してしまって。同時に●●●●さんの所有の土地になる。で、その後、それを●●●●さんが個人に貸し付けるの社員さんの為に、使われるという事で。名義とかは、ちょっと、そっからどうされるかはまでは聞いてはないんですけれども。社員の為の住居として使われるという事で理由の方には、個人住宅というふうに、ちょっと分かりにくいんですが。ちょっと、そのように書かさせていただいて。農家さんの為の住宅ではないので。理由としてはそういうふうにちょっと説明をさせていただいております。
7　番	5条申請でいくなら大体そこまで××・・・。
事務局	そうですね。5条しかないですね。家と土地がこのケースでいうと、家と土地が名義が別々になっておりますので。余計複雑なんですけれども。土地だけで見ると、5条の申請で⊙⊙さんから●●さんの方に移すという事で、5条の追認という形です。ちょっと、上に物がもう建ってまして。それは、また全然関係のない方が、所有されてるっていうところで。ちょっと色々とややこしいといいますか。⊙⊙さんの土地で、⊙⊙さんが建てられた建物であればもうちょっと。分かりやすいんですけれども。ちょっとそこも違ってまして、更に追認っていうところなので。今回、5条しか。こういうやり方しかちょっとやりようがないというところで。このようにさせてもらっております。
議　長	11月に許可できたものは、県の方は・・。
事務局	これは、追認で2種なので。県の方には挙げておりません。県の許可は必要なしで。はい。
議　長	他に、ない？ありますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	なければ、議題の方は以上でおわりまして。 (4)のその他。 （その他）

	(1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、2 月 24 日（火）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印